

閲 覧 用  
参 考 資 料

概要版

# 杉並区バリアフリー基本構想

( 案 )

～ 誰もが暮らしやすく、共に支えあうまち 杉並 ～ を目指して

平成25年5月

# 第1部 杉並区におけるバリアフリーの理念と方針

## 1. 背景と目的

杉並区では、平成15年に交通バリアフリー法に基づく「杉並区交通バリアフリー基本構想」を策定し、「高円寺地区」を重点整備地区に設定し、概ね平成22年を目途に優先的に駅や道路など交通関連施設のバリアフリー化に取り組んできました。

その後、平成18年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)が施行されたことも踏まえ、誰もがどこでも自由に移動でき自立した生活ができる生活環境整備を目指し、これまでの交通関連施設に加え、建物や公園など誰もが利用する施設も対象に、より面的・一体的なバリアフリー化に取り組むため、「交通バリアフリー基本構想」を発展的に見直し、新たに「杉並区バリアフリー基本構想」を策定します。

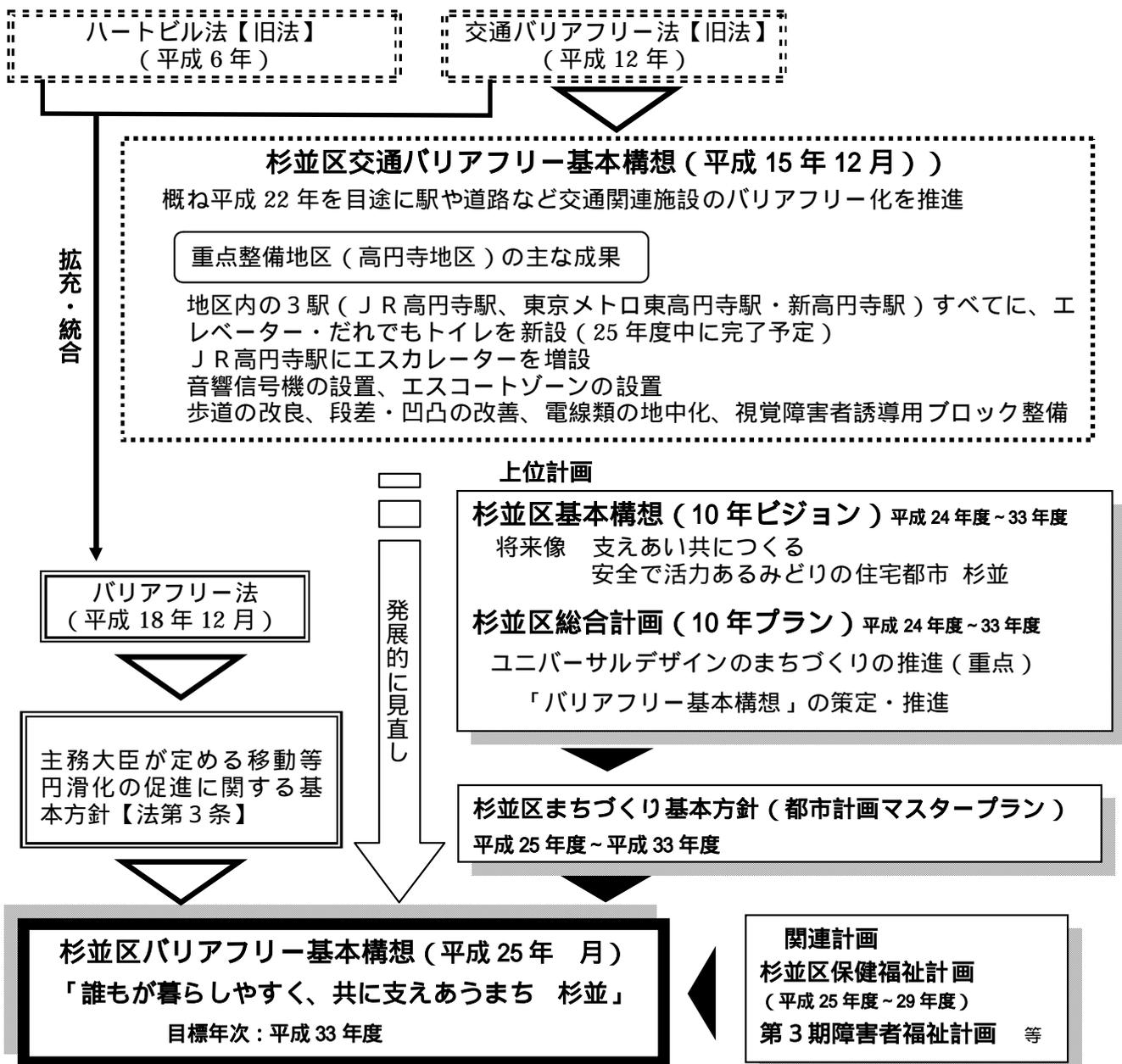


図: バリアフリー基本構想策定体系イメージ

## 2. 基本理念と基本方針

### 基本理念

杉並区基本構想(10年ビジョン)の目標のひとつである「暮らしやすく快適で魅力あるまち」を目指し、誰もがどこでも自由に暮らしているユニバーサルデザイン(あらかじめ、誰もが利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方)に基づいたまちづくりを推進していくため、次のとおり基本理念を定め、杉並区内のバリアフリー化に取り組んでいきます。

誰もが暮らしやすく、共に支えあうまち 杉並

### 基本方針

基本理念を実現していくため、次の5つの基本方針を策定し、バリアフリー化を推進していきます。

#### 基本方針1 区内全域のバリアフリー化を推進します

優先的にバリアフリー化を推進していく必要が高い地区を「重点整備地区」に設定し、重点的・一体的にバリアフリー化を推進  
施設の大規模改修時等にバリアフリー化を進め、その他個別の取組み状況やまちづくり事業、都市計画事業を踏まえ、順次、重点整備地区を選定し、区内全域でバリアフリー化を推進

#### 基本方針2 心のバリアフリーを推進します

高齢者や障害者などが抱える困難さや不自由さを理解し、お互い尊重し合い支え合う「心」をはぐくむため、情報提供、広報啓発活動、学習機会の提供、学校教育との連携などに取り組み、「心のバリアフリー」を推進

#### 基本方針3 多くの方が利用する駅や施設の重点的なバリアフリー化を推進します

駅周辺や多くの方が利用する施設が集積した地区を、重点整備地区に設定し、駅、周辺施設、道路などの一体的なバリアフリー化を推進

#### 基本方針4 地区の課題・特性を整理し効果的なバリアフリー化を推進します

駅のバリアフリー化の進捗状況などの課題や、駅周辺地区の特性、まちづくり計画などを整理し、良好な住宅都市である杉並の特性を踏まえた様々な視点から、実現性が高く効果的なバリアフリー化を推進  
区が都市再生事業などのまちづくりを進める際には、バリアフリー化の推進についても合わせて検討

#### 基本方針5 段階的・継続的にバリアフリー施策の発展を図ります

バリアフリー基本構想策定後は、区民等の関係者で構成する「(仮称)杉並区バリアフリー連絡会」により事業の進行状況の確認、検証を行い、段階的・継続的な取組み(スパイラルアップ)によるバリアフリー施策の発展を図る

### 3. 事業推進のためのバリアフリー化分野別方針

施設の新設や改良を行う際は、施設管理者等が国や都の定める整備基準等に適合するよう整備することを基本とし、次のバリアフリー化分野別方針に示された事項に配慮してバリアフリー化を推進していきます。

#### (1) 公共交通

##### 鉄道

区内全駅の段差解消（ワンルート以上確保）とだれでもトイレの整備

プラットホームの安全確保

誘導案内施設の整備

利用者マナーの向上、研修・教育

##### バス

低床車両の積極的な導入 停留所の改良

利用者マナーの向上、研修・教育



#### (2) 道路

歩道のバリアフリー整備

生活道路における歩行空間の安全確保

点字ブロック（視覚障害者誘導用ブロック）の整備

道路の不法占有者への指導、利用マナーの啓発

案内標識、休憩ベンチの整備



#### (3) 特定路外駐車場

車いす使用者用駐車施設や、出入り口の段差解消

#### (4) 都市公園

特定公園施設（出入り口、園路、トイレ、水飲み場等）

の整備推進



#### (5) 建築物

##### 公共施設

施設種類別の留意項目（自動ドア、スロープ、トイレ等）

の整備推進

職員の意識向上

##### 民間建築物

商店等への支援、意識向上

民間住宅への支援

#### (6) 交通安全

信号機の改良

横断歩道の安全確保（エスコートゾーンの設置等）

違法駐車行為の取締り

自転車対策



## (7)情報の提供

バリアフリー協力店の拡大  
バリアフリー情報の提供手段の拡充

## (8)移動サービス支援

移動サービス情報センター「もびーる」  
高齢者・障害者の外出支援（ホームヘルパーの派遣など）



## (9)災害時の要援護者支援

地域ぐるみの支援体制

## (10)心のバリアフリー

理解の促進、啓発活動  
学校教育との連携  
移動や施設利用の手助け

# 4. 目標年次

平成 33 年度 を目標年次として、その施策の実現をはかっていくこととします。ただし、国の基本方針に示す各施設の整備目標は、平成 32 年度を目標年次とします。

# 5. 重点整備地区の選定

鉄道駅を中心とした地区を、まず優先して指定することとし、区内の全 19 駅を重点整備地区候補として、人口要件、配置要件（駅利用者数・バス路線系統数・施設数等）、課題要件（バリアフリー化満足度）の各項目について点数化する数値評価を行いました。数値評価の結果、上位 5 駅は、J R 荻窪駅、東京メトロ方南町駅・荻窪駅・東高円寺駅・新高円寺駅です。

この 5 駅周辺を含む 3 地区を候補地区とし、これまでのバリアフリー化の取り組み状況や今後のまちづくり計画、施設整備計画との整合などを整理し、本基本構想で取り組むべき地区の評価を行いました。

その結果、**重点整備地区を「方南町駅周辺地区」と決定**

[方南町駅周辺地区以外の候補地区について]

荻窪駅周辺地区

都市再生事業推進の取り組みを進めていることから、これと連携を図りながら、今後、バリアフリー化整備が最も効果的に行える機会をとらえて重点整備地区指定を検討していくものとなります。

高円寺地区

アンケート調査実施時点（平成 22 年度）では、駅施設の満足度が低かった新高円寺駅、東高円寺駅については、その後、評価時（平成 24 年度）までの約 2 年間で、杉並区交通バリアフリー基本構想（重点整備地区）に基づき、エレベーターやだれでもトイレの設置が進みました。また、高円寺駅や駅周辺の道路のバリアフリー整備も進んだことから、高円寺地区の数値評価（課題要件）点数は相対的に低くなっています。したがって、現在事業中のものを含め、引き続きバリアフリー整備を着実に推進していきませんが、重点整備地区の選定からは外すこととしました。



## 2. 特定事業とその他の事業

方南町駅周辺地区で各事業者が取り組む特定事業は次のとおりです。今後、各事業者が特定事業計画を作成し、その事業計画に基づく事業の実施が義務付けられます。

### (1) 特定事業(抜粋)

【実施時期】短期：概ね平成 25 ～ 27 年度 中期：概ね平成 28～ 30 年度 長期：概ね平成 31～ 33 年度

整備対象	事業内容	事業者	実施時期		
			短期	中期	長期
方南町駅	階段昇降機の設置(西側1番出入口)	東京地下鉄(株)	→		
	エレベーターの設置(新設出入口)		→		
	エスカレーターの設置(新設出入口)		→		
	だれでもトイレの設置		→		
	視覚障害者誘導用案内設備の設置		→		
	利用者に対する職員の心のバリアフリー教育の推進				(継続して実施)
バス	車両のノンステップ化	東京都交通局	→		
	バス停の改良等	京王電鉄バス	→		
	利用者に対する乗務員の心のバリアフリー教育の推進				(継続して実施)
都道 経路 (環状7号線)	電線類の地中化推進による、歩道の有効幅員の確保	東京都第三建設事務所	→		
	適切な点字ブロックの設置又は改善		→		
	歩道の段差及び勾配の改善		→		
区道 経路 (特別区道第1815号線ほか)	バリアフリーに配慮した維持管理	杉並区			(継続して実施)
	適切な点字ブロックの設置		→		
	河川通路の整備		→		
方南公園	だれでもトイレ設置	杉並区	→		
	園路整備(出入口)		→		
和泉保健センター	エレベーターの設置	杉並区	→		
	利用者に対する職員の心のバリアフリー教育の推進				(継続して実施)
大宮小学校	段差解消(スロープ設置)	杉並区	→		
	車いす対応トイレの設置		→		

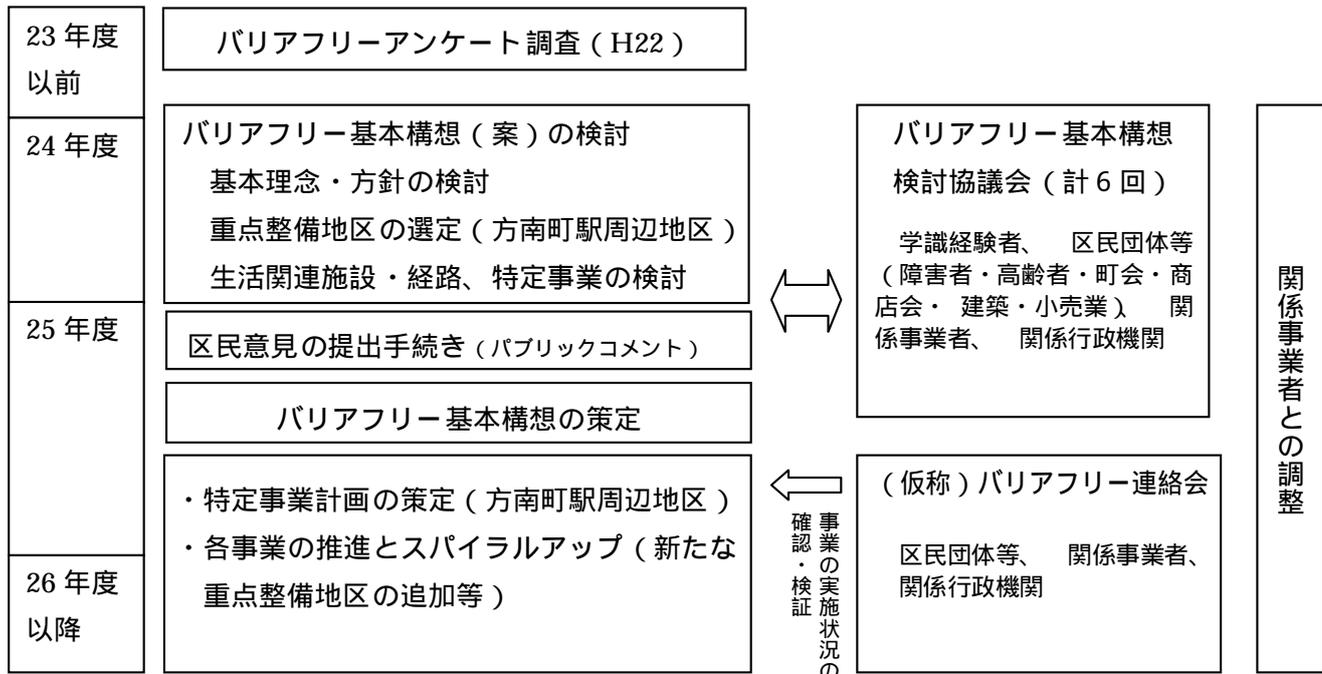
区立小中学校の昇降機器(エレベーター等)の設置については、区立学校全体の整備計画、建築基準法上の取扱い等課題を整理し、検討していくものとする。

交通安全 (交差点)	エスコートゾーンの設置	東京都 公安委員会			
	音響信号設置				
	道路の不正使用の取り締まり				(継続して実施)

(2) その他の事業(抜粋)

項目	取組対象	事業者
自転車対策	利用マナーの向上、放置防止の推進など	杉並区
道路の不正利用対策	路上不正利用・路上駐車防止の推進	杉並区・警察署
生活関連施設 (ゆうゆう方南・みずほ銀行方南町支店・方南二郵便局・堀ノ内郵便局・サミット和泉店)	利用者に対する職員の心のバリアフリー教育の推進	杉並区・(株)みずほ銀行・郵便局(株)・サミット(株)
児童への心のバリアフリー教育	小・中学校での総合的な学習の時間など	杉並区

バリアフリー基本構想の検討の流れと今後の取組み体制



杉並区バリアフリー基本構想(案) 概要版

平成25年5月

発行：杉並区都市整備部都市計画課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

電話：03 3312-2111(代表) FAX：03-5307-0689